

平成29年度決算報告

町では、町民の皆様には町財政の状況を知っていただくために、財政状況を公表しております。今回は、平成29年度の町の歳入（収入）と歳出（支出）の決算についてお知らせします。

一般会計の決算の概要

平成29年度当初予算編成時における地方財政の状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が高水準であるものの伸びが鈍化している中で、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどにより、厳しい財源不足が生じている状況でありました。

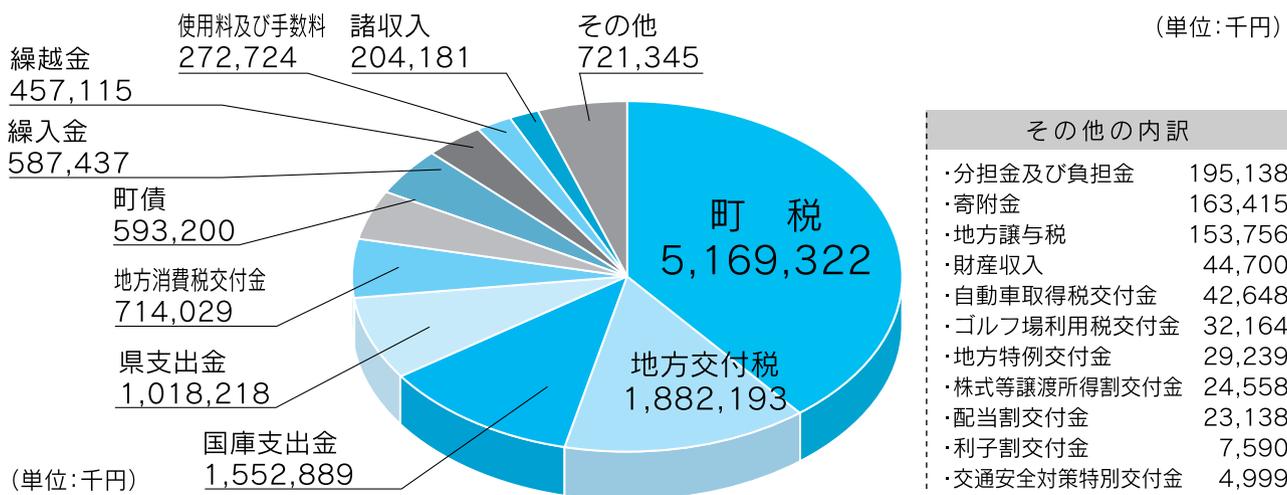
そのような中で編成された平成29年度の一般会計の当初予算は、基本構想で将来都市像として掲げた「住み続けたい。住んでよかった。」、そして「住んでみたい」と思える町の実現に向けて、知恵と工夫を凝らし、魅力に富んだ予算となるよう努めたところです。

平成29年度の当初予算規模は、12,140,000千円で前年度当初予算額と同額でした。

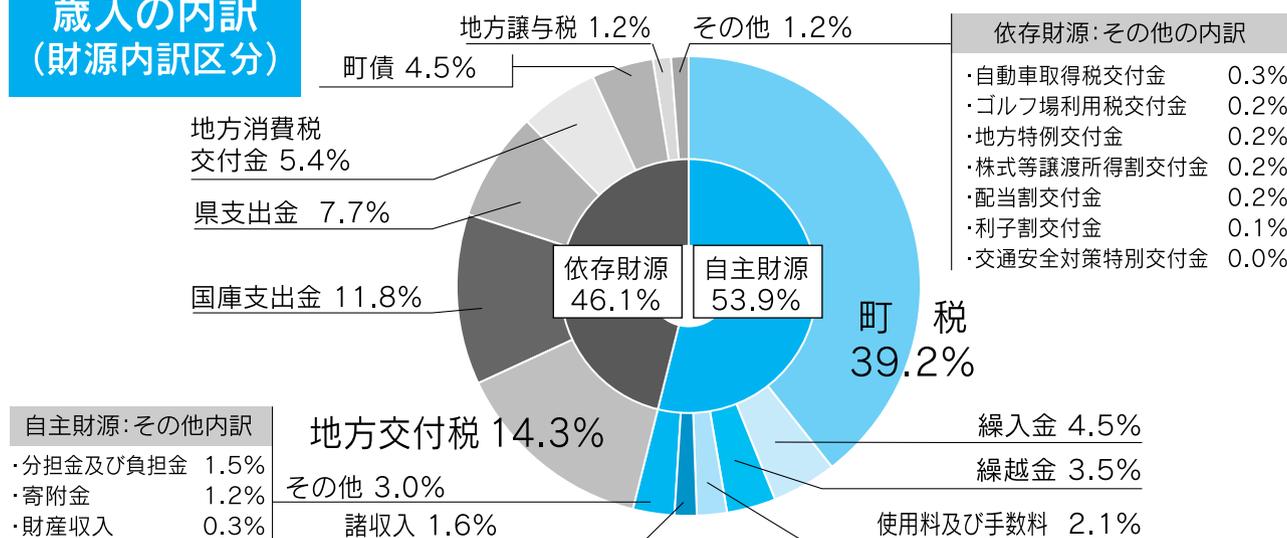
また、その後発生した行政需要及び国・県支出金の増減などに対応した補正予算第1号から第5号により、583,165千円を増額補正し、平成28年度からの繰越明許費318,837千円を加えた最終予算現額は、13,042,002千円となりました。

その結果、平成29年度の一般会計決算額は、歳入総額13,172,653千円、歳出総額12,690,843千円となり、前年度に比較して歳入が86,479千円（0.7%）の増額、歳出が61,784千円（0.5%）の増額となりました。

歳入の内訳 合計131億7,265万3千円



歳入の内訳 (財源内訳区分)

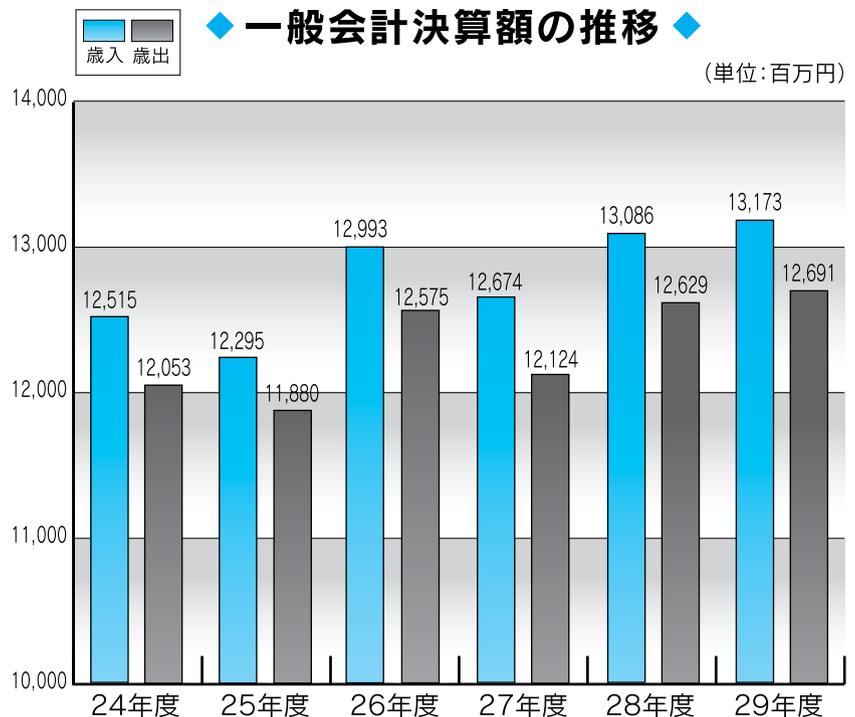


◆ 町民一人(一世帯)当たりの ◆
町税負担額 (単位:円)

税金の区分	一人当たりの負担額	一世帯当たりの負担額
町民税	62,276	155,916
固定資産税	59,736	149,555
軽自動車税	2,348	5,879
町たばこ税	6,159	15,419
都市計画税	29	72
合計	130,548	326,841

H30.3.31現在 住基人口:39,597人
世帯数:15,816世帯

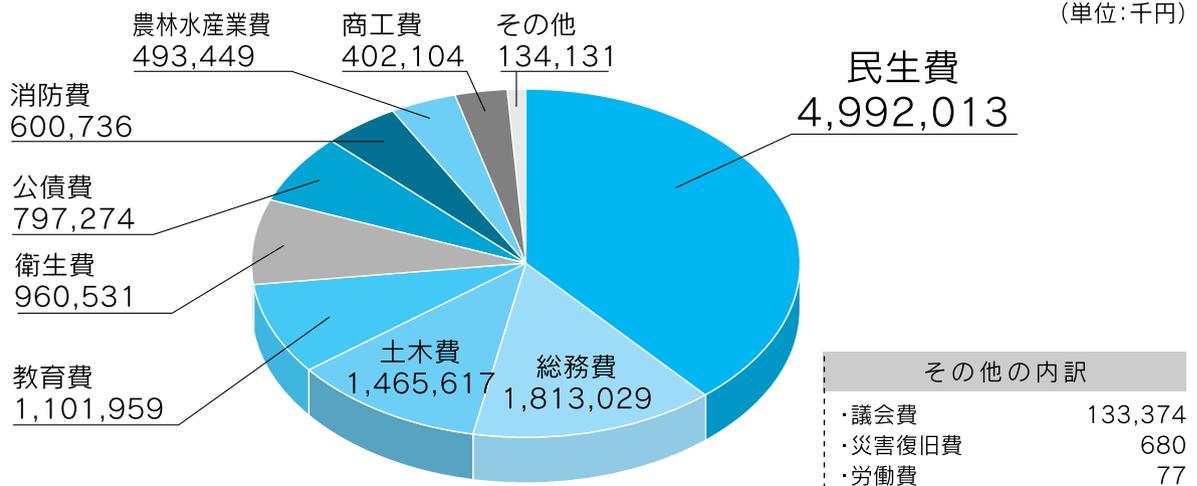
◆ 一般会計決算額の推移 ◆



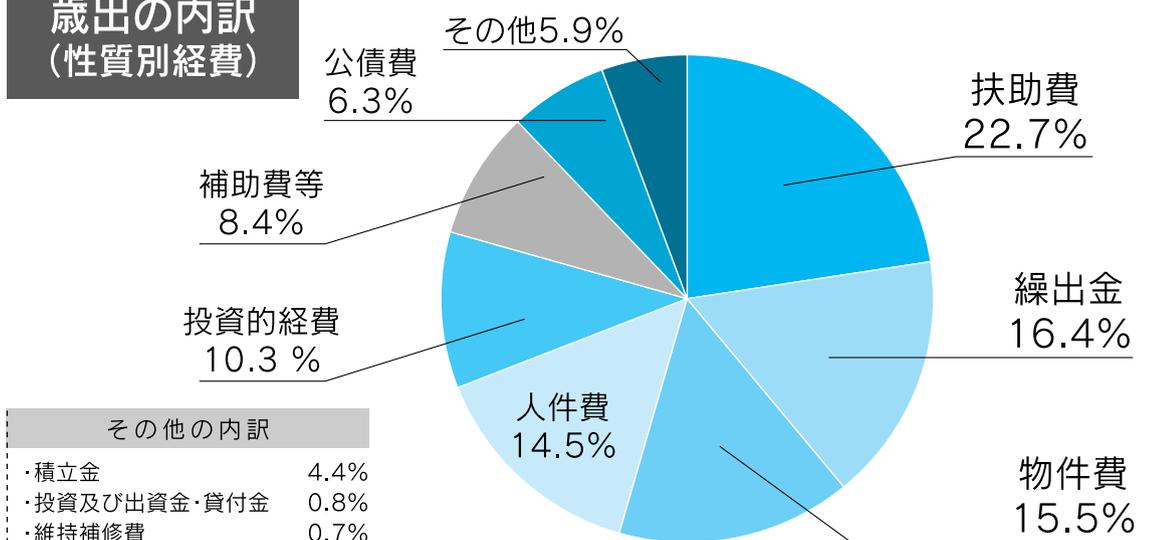
歳出の内訳

合計 126億9,084万3千円

(単位:千円)



歳出の内訳
(性質別経費)



◆ 特別会計の決算状況 ◆

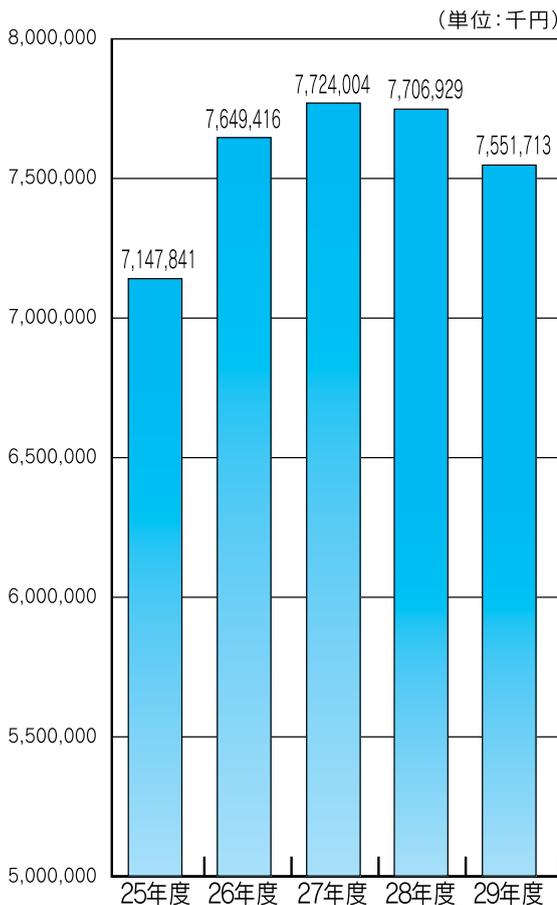
会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険特別会計	54億412万2千円	51億6,791万9千円	2億3,620万3千円
公共下水道事業特別会計	15億6,002万4千円	15億4,452万2千円	1,550万2千円
奨学資金特別会計	256万円	256万円	—
介護保険事業特別会計	30億8,915万5千円	28億3,299万1千円	2億5,616万4千円
農業集落排水事業特別会計	4億3,473万4千円	4億2,419万2千円	1,054万2千円
後期高齢者医療特別会計	4億1,304万6千円	4億987万5千円	317万1千円

◆ 水道事業会計の決算状況 ◆

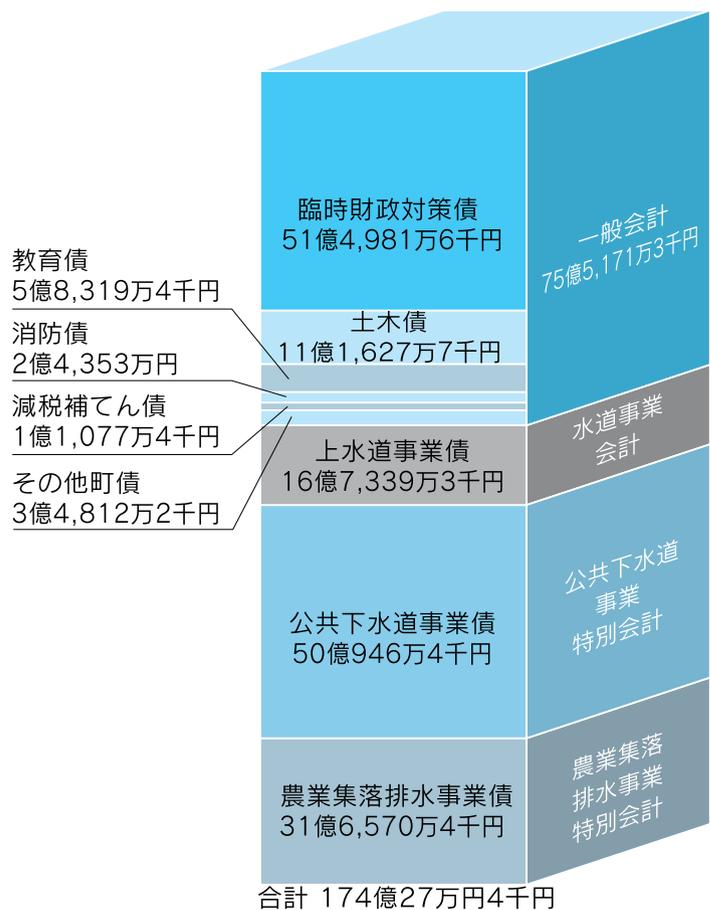
収益的収入	収益的支出	特別損失	純利益
6億5,794万8千円	5億191万3千円	44万8千円	1億4,047万円
資本的収入	資本的支出	※収支不足額	
1,041万円	3億2,291万1千円	3億1,250万1千円	

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんしました。

◆ 地方債現在高の推移(一般会計) ◆



◆ 地方債現在高(平成29年度末現在) ◆



安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

新車・中古車販売 くるま市店

オートサービス安塚給油所

サイクル&モーターショップ

鈴木自動車販売株式会社

スズキ販売壬生

スタンドスズキ

鈴木輪業

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0368
FAX:(86)0368

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)0903

フリーダイヤル (通話料 当社負担) 0120-12-0798

壬生町の財産

町有財産

町の所有に属するあらゆる財産のことで、土地や建物・有価証券などの公有財産、特定の目的のために積立や運用を行う基金、金銭の給付を目的とする町の権利である債権、町が使用するために保管している備品や消耗品などがあります。

主な財産は次のとおりです。



基金

56億9,211万8千円

町が条例に基づき設置するもので、ある目的のために財産を維持し、資金を積立てるための基金と、定額の資金を運用するための基金の2種類に大別されます。

財政調整基金 12億9,975万3千円

年度間の財源のバランスをとることを目的とした積立金で、ある年度に税金の収入が大きく減少したり、災害の発生により突発的な支出が生じる場合などに備えて、決算剰余金が生じた年度などに積み立てておく基金です。

減債基金 5億1,746万4千円

町の借金である地方債の返済に充てることを目的とし、地方自治法に基づいて設置されている基金です。この基金により、収入の減少があっても計画的に地方債の返済を行うことができます。

庁舎建設基金 13億4,793万3千円

ある目的のために資金を積立てる基金の一つで、庁舎の建設資金に充てるために設置されています。

出資による権利

3,827万8千円

公有財産の一つで、公益法人や株式・有限会社等の出資又は出えんに伴う町の権利のことで、財団法人等に対する出えん金も含まれています。

土地

1,616,111.36㎡

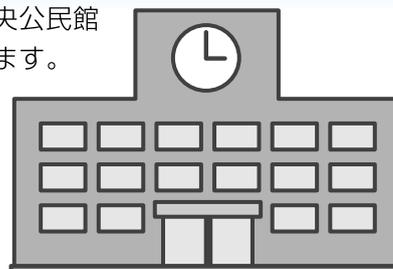
主なものとしては、総合公園、聖地公園、各小中学校の敷地、総合運動場などがあります。



建物

155,857.82㎡

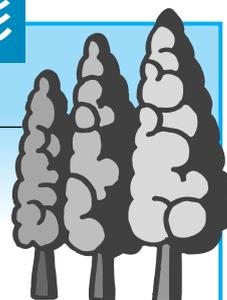
主なものとしては、役場庁舎、清掃センター、おもちゃ博物館、町営住宅、各小中学校の校舎、中央公民館などがあります。



並木杉

1本

特別天然記念物である日光杉並木街道を保護するため、平成10年度よりオーナーになっています。



平成29年度の主な事業実績（一般会計）

議会費

議会だより発行事業	1,243千円
議会運営費	5,149千円

総務費

行政外部評価委員会運営事業	98千円
デマンドタクシー“みぶまる”運営事業	10,241千円
防犯カメラ整備事業	2,711千円
いきいきふれあい応援事業	7,472千円
町民活動支援センター運営事業	565千円
まちづくり推進基金費	150,810千円
産業振興基金費	224,986千円

民生費

国民健康保険特別会計繰出金	477,411千円
後期高齢者医療費	328,510千円
後期高齢者医療特別会計繰出金	100,365千円
高齢者地域見守り支援事業	249千円
老人保健福祉施設整備事業	8千円
介護保険事業特別会計繰出金	434,690千円
障害者自立支援給付事業	629,616千円
子どものための教育・保育給付事業	1,045,593千円
放課後児童健全育成事業	70,081千円
保育所等施設整備事業	2,227千円
放課後児童クラブ施設整備事業	6,233千円
児童手当扶助事業	619,123千円
子育て応援クーポン配布事業	2,419千円
こども医療費助成事業	152,202千円

衛生費

健康長寿のまちづくり推進事業	722千円
清掃センター維持管理事業	111,468千円
ごみ収集及び運搬業務委託事業	91,572千円
清掃センター改修等工事	139,079千円

農林水産業費

地域特産物推進事業	2,507千円
下稲葉地区圃場整備推進事業	42,630千円
農業集落排水事業特別会計繰出金	230,168千円

商工費

ブランド推進事業	500千円
中小企業融資制度事業	95,627千円
産業振興奨励事業	166,860千円
おもちゃ博物館維持管理事業	33,850千円

土木費

町単独道路整備事業	168,873千円
六美町北部地区土地区画整理事業	33,404千円
公共下水道事業特別会計繰出金	494,442千円
花のまちづくり推進事業	1,080千円

消防費

石橋地区消防組合負担金	519,810千円
水道事業会計負担金	7,326千円

教育費

学力向上支援事業	58,926千円
スクールランチサポート事業	16,183千円
家庭教育推進事業	671千円
学校地域支援ボランティア推進事業	602千円
みぶ・ホリデーアクションプラン事業	506千円
中学生及び青少年地域活動参画推進事業	194千円
中央公民館改修等工事	64,953千円
まちかど文庫運営事業	110千円
ゆうがおマラソン開催事業	6,565千円
総合型地域スポーツクラブ事業	4,140千円
栃木県都市町対抗駅伝競走大会出場事業	1,035千円

災害復旧費

農地災害復旧事業	680千円
----------	-------

平成29年度 健全化判断 比率等の状況



平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務付けられました。さらに、平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準を超える団体は財政健全化計画等の策定が義務付けられ、早急に財政の改善に取り組むこととなりました。ここでは、平成29年度決算に基づく町の健全化判断比率等の状況をご報告いたします。

健全化判断比率

項目	数 値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	13.75	20.00
連結実質赤字比率	-	18.75	30.00
実質公債費比率	6.4	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

*「-」は赤字を生じていない等のため、数値は該当なしを表しています。

資金不足比率

公営企業(特別会計)	数 値	経営健全化基準
水道事業会計		20.0
公共下水道事業特別会計		20.0
農業集落排水事業特別会計		20.0

*「-」は資金不足を生じていないため、数値は該当なしを表しています。



用語の説明

- 実質赤字比率 一般会計等(普通会計)の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 連結実質赤字比率 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- 実質公債費比率 一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- 将来負担比率 地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率
- 資金不足比率 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率
- 早期健全化基準 数値がこの基準以上になると財政健全化計画(経営健全化計画)の策定が義務づけられ財政の改善に取り組むこととなります
(経営健全化基準)
- 財政再生基準 数値がこの基準以上になると財政再生計画の策定が義務づけられ確実な財政の再生に取り組むこととなります